本定例会議もよろしくお願いします。

また、このたび、滋賀県議会議員に補欠選挙で御当選を果たされました西田剛議員、土肥浩資議員におかれましては、誠におめでとうございます。更なる御活躍を心からお祈り申し上げます。

説明に先立ち、来年２０２７年の本番、再来年２０２８年のアフターキャンペーンを見据え、現在、プレキャンペーンを展開している観光の「滋賀ＤＣ」について申し上げます。

今回のＤＣでは、一過性の誘客にとどめることなく、県内各地に息づく豊かな自然、文化、食などの地域資源やその魅力を改めて掘り起こし、その背景にある歴史や物語を丁寧に紡ぎながら、県内外に発信するとともに、滋賀県の観光施策を深化、産業を強化し、県民一人ひとりの滋賀への誇りや愛着を深めることで、暮らしの豊かさと地域の持続的な活力につなげることを目指しております。

また、先月の県内宿泊者数や主要観光地への人流は、昨年の同時期を上回る水準と見込まれており、こうした好調な動きを確かなものとするため、データの収集と詳細な分析、その活用を進めながら、滋賀ならではの体感「シガリズム」の推進をはじめ、今後の施策に生かしてまいります。

さらに、ＤＣの先、２０２９年に放送される大河ドラマの主人公が、本県ゆかりの戦国武将・石田三成公となることが、去る25日に発表されました。プレキャンペーンから本番、アフター、そして大河ドラマ「三成のうた」へと続く大きな流れを好機と捉え、本県の魅力を力強く発信してまいります。

次に、情報セキュリティについて申し上げます。

昨今、全国的に、サイバー攻撃による不正アクセスや情報漏洩事案が相次ぎ、国民生活や企業活動に大きな影響や不安が広がっております。

国においては、去る６日に「サイバーセキュリティ緊急対策パッケージ」が策定され、社会全体が一丸となった対応が進められておりますが、本県といたしましても、不正アクセスや特殊詐欺等への対策について県民の皆様へ注意喚起を行っております。また、こうした県庁業務の継続性を脅かす事態に対し、去る２日に、東副知事を本部長とする「デジタル社会推進本部」を緊急開催し、ホームページ動作のために広く使用されているＰＨＰの脆弱性への対応の振り返りを行うとともに、必要な対策の徹底や、サイバー攻撃を想定した業務継続計画の策定など、対処能力の向上に努めているところです。

さらに、警察本部においても、警察法施行令の一部改正に伴い、新たにサイバー警察部を設け、サイバー空間への対処能力の向上やサイバー部門の一元的運用を図ることにより、県民の皆様の安心・安全を確保してまいります。

それでは、11 月定例会議の開会に当たりまして、提出いたしました諸案件の概要を御説明申し上げますとともに、当面する諸課題につきまして、所信を述べさせていただきます。

現在、県政運営の最上位計画である基本構想に基づき、令和９年度から４年間を計画期間とする、第３期の基本構想実施計画を策定しているところであります。

現行の第２期実施計画は令和５年度を始期としておりますが、この間、コロナの５類移行や人口減少・気候変動の進展とその影響の顕在化など、社会情勢は大きく変化してまいりました。

第３期実施計画では、こうした社会情勢の変化を踏まえつつ、現在の基本構想の目標年である２０３０年、そしてさらにその先をも見据え、すべての起点である「ひとづくり」の視点、みんなで支え合い、「共生」と「共創」を紡ぐ「ともにいきる」視点、そして、従来の枠組みにとらわれず、変化を

チャンスと捉えて新たな社会への転換を図る「地域社会のリ・デザイン」の視点、こうした３つの視点をもって県民の皆様の暮らしを支える施策を構築し、「未来へと幸せが続く滋賀」と「ささえあって、ともにいきる　健康しが」の実現を目指してまいります。

折しも、去る 24 日に、北部・中部・関西を結ぶ交通の要衝である米原市に、新たな連携と価値創造を推進するイノベーション拠点の北部産業技術共創センター新庁舎が開所いたしました。県議会議員の皆様も多数ご参列いただきありがとうございました。この間のご支援も含めて深く感謝致します。関西広域産業共創プラットフォームとも連携した取組も行うとともに、県内事業者等にご活用いただくための広報・発信を強化して参ります。

また、昨日 26 日には、国の地域未来戦略に即した地域産業クラスターの形成に向けて、「次世代モビリティ・航空宇宙」分野における競争力強化のための計画を策定しました。竜王町での「耕・畜・工連携」によるバイオマス資源循環プロジェクトも含めて、企業等とも連携しながら、時機を捉えた対応にも機動的に取り組むことで、県内への投資を促し、雇用を確保・拡大しながら、基本構想が目指す姿の実現を加速してまいります。

１つ目の視点「ひとづくり」に関し、高校教育の改革に向けて、現在、「（仮称）滋賀県における高等学校教育と県立高等学校に関する将来ビジョン」等の策定を進めております。

生徒の学びと成長を中心に置き、２０４０年に向けた高校教育の方向性と学校の在り方について、「滋賀県立高等学校在り方検討委員会」での議論や、県民の皆様はじめ様々な御意見を踏まえるとともに、どのような人材を育て、どのような滋賀の未来を創っていくのか、目指す姿をみんなで共有し、そして、ともに考えながら、一層の議論を重ねてまいります。

また、ひとづくりの一角を担う公立大学法人滋賀県立大学につきまして

は、令和10年の高専開校により２つの高等教育機関を有することを見据え、来年度から理事長と学長をそれぞれ専任とし、次期理事長を浅田尚紀さんに内定いたしました。

浅田さんは、広島市立大学の理事長・学長をはじめ、公立大学運営の御経験が豊富であり、高専の開校や学部・学科再編など変革期を迎えるなか、強力なリーダーシップのもと、積極的な法人運営を進めていただくことを期待しております。

来月１日から、本県の公立大学法人担当の顧問に就任いただき、さらなる発展に向けて、ともに歩んでまいります。

２つ目の視点「ともにいきる」に関し、障害のある人が地域で安心して暮らし、社会の様々な場面で活躍できるよう、障害者プランに基づく施策の推進と、障害者差別のない共生社会づくり条例に基づく障害の理解促進や差別の解消に向けた取組を進めてまいりましたが、共生社会の実現に向けては、なお道半ばであります。

今回、新たなプランの策定と条例改正を契機として、これまでの取組を礎に、誰もが自分らしく活躍できる「ともに生きる社会」の実現に向けた取組を進めてまいります。

３つ目の視点「地域社会のリ・デザイン」に関し、基本構想に基づく施策の着実な推進を下支えし、経営資源の最適化を図るため、次期行政経営方針の策定を進めているところです。

次期方針では、「２０５０年を見据えた行政経営のリ・デザイン」を基本方針とし、重点取組として、

第一に、全体最適の観点から議論し、中長期的、広域的な視点を持ちながら人員・財源を戦略的にマネジメントすること。

第二に、ＡＩ・デジタル技術の徹底活用で、業務の進め方を抜本的に見直

し、担い手不足への対応や県民サービスの向上につなげること。
第三に、市町との事務共同化や広域・官民連携を推進し、県域全体で経営資源の最適化を図ることを掲げてまいります。

こうした行政経営のリ・デザインに向けた取組を、滋賀県職員の志（パーパス）を大切にしながら進めていくことで、持続可能な行財政基盤を確立し、行政サービスを安定的に提供してまいります。

また、県が保有する債権については、これまでから未収金の縮減に向けて、組織全体で取組を進めてまいりましたが、人的資源が限られる中、さらなる効率化等の必要があると考えております。

このため、債権管理の一連の手続や放棄に係る統一的な指針を定める条例を新たに制定し、生活困窮者への配慮等も行いながら、債権管理の適正化をさらに進め、未収金の一層の縮減を通じて、県民負担の公平性・公正性の確保につなげてまいります。

来年度は、これらの計画等のスタートの年となります。
さきほど、目片委員長から御報告ありました決算特別委員会をはじめ、県議会の皆様との御議論も踏まえまして、２０３０年、さらにその先に向けた第一歩として、来年度の施策や予算、組織について検討し、今後の県政運営に当たってまいります。

次に、世界湖沼会議の誘致について申し上げます。

「世界湖沼会議」は、１９８４年に本県で第１回会議を開催したことを契機に始まった国際会議であります。また、その開会日である８月 27 日が、２０２４年に国連において「世界湖沼の日」として制定されるなど、本県が世界に発信してきた湖沼環境保全の重要性は、気候変動に伴う課題への対応の必要性からも、国際的に広く認識されつつあります。

こうした中、ポストＳＤＧｓを見据えた国際的な議論の本格化や富栄養化防止条例制定から 50 年などの節目である２０２９年に予定される第 22 回会議の本県での開催を目指すこととといたしました。

今後は、来年１月の国際湖沼環境委員会への提案書提出に向け、世界湖沼の日と世界湖沼会議を一体的に発展・発信させつつ、ラムサール条約登録湿地や琵琶湖保全再生法で国民的資産に位置付けられ、また、世界農業遺産「琵琶湖システム」の核となる琵琶湖を有する本県が、世界の湖沼環境保全の議論をリードし、世界の湖沼地域との知見の共有や連携を深め、そして、行動につなげながら、琵琶湖が有する価値のさらなる向上を目指し、庁内横断で誘致を進めてまいります。

次に、フランスへの訪問についてご報告します。

去る９日から 14 日まで、関西広域連合の広域連合長として、フランス共和国等を訪問し、欧州を代表する経済・文化の中心地であるイル・ド・フランス州のヴァレリー・ペクレス議長らと会談し、経済、産業・イノベーション、観光・文化、スポーツ、環境保全など幅広い分野における協力拡大に向けた覚書を締結いたしました。

また、湖沼の環境保全に関し、世界有数の透明度を誇るアヌシー湖などを訪れ、アヌシー市のアントワーヌ・アルマン市長らと、湖沼環境の保全や観光分野などでの連携のほか、「うみのこ」を初め環境学習プログラムの共有の可能性等について意見交換を行い、具体的な取組を、少しずつ、でも一歩ずつ、確実に進めていくことを確認いたしました。

産業に関しては、自動運転技術の開発企業であり、彦根城周辺の実証運行に御協力いただいているナヴィアモビリティ社を訪問し、先進技術の社会実装の動向に触れるとともに、地域交通の維持・充実など、本県だけでなく関西が共通して抱える課題解決に向け、連携をさらに深めることができました。

文化芸術に関しては、フランスを代表する文化芸術の拠点であるポンピドゥー・センターのジュリー・ナルベ総合ディレクターと、今後の県立美術館の方向性について懇談し、キッズアートセンター創設やアール・ブリュットにおける連携協力に関する覚書を締結いたしました。今後、こうした連携を軸に、文化芸術の振興をはじめ、地域の未来創出、さらには国際的な発信力の向上などにつなげてまいります。

今回の訪問を通じて得られた知見や築いたネットワークは、関西はもとより、本県の未来を考えるうえでも大切な財産であり、これらの成果を県政の発展にも生かしてまいります。

また、関西広域連合において、去る 19 日に任期満了に伴い実施された広域連合長選挙の結果、3 期目の重責を担わせていただくこととなりました。悩みましたが、決断をし、選ばれましたので頑張ります。

間もなく設立から丸 16 年となる広域連合では、関西が「もう一つの極」となることを目指し、今年度からスタートした第 6 期広域計画に掲げる「自治力」「防災力」「文化力」「環境力」「産業力」の向上に力を注ぎつつ、強みの磨き上げや、万博レガシーの継承等を通じて、関西の発展と広域連合の一層の深化につなげてまいります。

さらに、産業の首都、文化の首都、また水の首都（ウォーターキャピタル）として、関西の存在感を高めるとともに、その成果を県政にも活かせるよう、広域連合長として、また知事として、職責を果たしてまいりたいと存じます。職員には、広域的な視野に立った施策の立案と遂行を要請するとともに、議員各位におかれましては、引き続きよろしくご指導・ご鞭撻お願い致します。

それでは、提出いたしました案件について、御説明申し上げます。

まず、予算案件でございます。

議第149号および議第179号は、一般会計の補正予算案でございまして、

議第149号は、県立美術館の魅力向上のため、現代美術家ジェームズ・タレル氏の作品取得のほか、人事委員会の職員の給与等に関する勧告などを踏まえ、
61億６，３８１万５千円の増額補正を、

議第179号は、国によるこの冬の電気・都市ガス料金への支援に呼応し、ＬＰガスや特別高圧電力料金の負担軽減や、医療・介護等のサービスを担う事業者への支援等のため、18億６８２万７千円の増額補正を、それぞれ行おうとするものでございます。

議第150号から議第156号まで、および議第180号は、特別会計および企業会計の補正予算案でございまして、

それぞれ人事委員会の職員の給与等に関する勧告などを踏まえ、増額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございます。

議第157号は、先ほど申し上げた、債権の適正な管理に関する条例を制定しようとするものでございます。

議第158号、議第159号および議第165号は、特別職の期末手当の支給割合、知事部局等の職員および公立学校職員の給料月額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合等について、それぞれ改定を行うため、

議第160号は、政治資金規正法施行令の一部改正等に伴い、新たな事務に係る手数料の設定等を行うため、

議第 161 号は、北部産業技術共創センターに係る使用料の額の改定を行うため、

議第 162 号は、障害者差別のない共生社会づくり条例の規定に基づく内容の検討を踏まえ、必要となる措置を講ずるため、

議第 163 号は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 164 号は、下水道法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 166 号は、先ほど申し上げた、警察本部にサイバー警察部を設置するため、

議第 167 号は、国家公務員に準じて、本県警察職員が災害応急等作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当の額を改定するため、

議第 168 号は、道路交通法の一部改正を踏まえ、酒(さけ)酔(よ)い操船を行った者に対する罰則の対象となる状態の明確化を図るため、

それぞれ条例の改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございます。

議第 169 号および議第 170 号は、契約の締結について、

議第 171 号から議第 173 号までは、契約の変更について、

議第 174 号および議第 175 号は、財産の取得について、

議第176号および議第177号は、指定管理者の指定について、

議第178号は、令和９年度において発売する当せん金付証票の発売総額について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。